

手当

中学3年生まで対象に 子ども手当を受付開始

問 福祉課児童福祉係 ☎282-11346

4月から、次代の社会を担う子どもを社会全体で応援する「子ども手当制度」がはじまりました。これまでの児童手当制度と違い、所得制限により手当を受けられなかった人、中学生を養育している人も新たに支給の対象となります。

区分	児童手当 (平成22年3月まで)	子ども手当 (平成22年4月から)
対象年齢	小学校修了前まで	中学校修了前まで
所得制限	あり	なし
支給月額 (一人あたり)	5,000円 (第1子、第2子) 10,000円 (3歳未満、第3子以降)	13,000円

- ▼支給対象
中学校を卒業するまでの子ども(平成7年4月2日以降生まれ)
- ▼支給額(月額)
子ども一人につき…
13,000円(平成22年度)
- ▼受給資格者
日本国内に住所を有し、支給対象となる子どもを養育している人
- ▼児童手当を受給していた人
小学生以下の子どもを養育している場合、子ども手当の申請は不要です。ただし、中学2・3年生の子どもを養育している場合は、申請(額改定請求)を行うことで平成22年4月分から増額されます。

- ▼出生・転入の場合
出生のときは出生日、転入のときは転出予定日から15日以内に申請(認定請求または額改定請求)を行ってください。
- ▼公務員の場合
勤務先での手続きとなります。
- ▼申請・支給の方法
4月下旬までに対象者へ通知します。

申請は9月30日までに▼この日を過ぎると満額の支給が受けられませんのでご注意ください

子ども手当の支払月(一人当たり)

支払月	対象月	支給額
平成22年 6月中旬	平成22年2~3月分 (児童手当)	10,000円~ 20,000円
	平成22年4~5月分 (子ども手当)	26,000円
平成22年 10月中旬	平成22年6~9月分 (子ども手当)	52,000円
平成23年 2月中旬	平成22年10~12月分 平成23年1月分 (子ども手当)	52,000円

※平成22年6月に支払う「子ども手当」と「児童手当」は別々に振り込みます。

保険

県内の後期高齢者医療の 保険料率が決定しました

問 町民保険課保険係 ☎282-11113

平成22・23年度の後期高齢者医療の保険料率が決定しました。保険料率は、熊本県後期高齢者医療広域連合で2年ごとに見直しを行っています。県内で75歳以上の人はすべて同じ計算です。保険料の納め方は①年金から引きます「特別徴収」②納付書や指定口座から引き落とす「普通徴収」のいずれか二種類です。

また、平成21年度中に75歳の誕生日を迎えられた人で一定の要件に該当する人は、平成22年度の途中から「特別徴収」となります。なお、「特別徴収」の人は届出により「普通徴収」に変更することができます。このほか、所得が低い人や被用者保険(協会けんぽ、健康組合、共済組合など)加入者に扶養されている人の保険料は軽減されます。

保険料の計算式

所得割率 **9.03%**
「所得割」は、本人の総所得金額(年金、給与、営業、農業など)から33万円を差し引いた後、所得割率を掛けて計算されます。



均等割額 **47,000円**
「均等割」は、一人ひとり平等に負担していただく金額です。



保険料額(年額)
「保険料額」は、所得割額と均等割を足し合わせた金額が、平成22年度に納めていただく年額です。なお、50万円が上限額となります。

保険料の納め方

納付方法は「特別徴収」と「普通徴収」の二種類があり、年金受給額などによって決定されます。

■特別徴収(年金天引き)

- ▼対象者
年金が年額18万円以上の人で介護保険料とあわせた保険料額が年金額の半分以上の人
- ▼支払い回数(月)
年6回(4月、6月、8月、10月、12月、2月)

■普通徴収(納付書、口座振替)

- ▼対象者
▽年金が年額18万円未満の人▽介護保険料とあわせた保険料額が年金額の半分以下の人▽特別徴収から口座振替へ変更の申し出をした人
- ▼支払い回数(月)
年9回(7月~3月)

保険料の軽減措置

所得が低い人や被用者保険(協会けんぽ、健保組合、共済組合など)加入者に扶養されていた人の保険料は軽減されます。

■所得が低い人(被保険者と世帯主の総所得金額)

均等割が軽減				所得割が軽減
9割	8.5割	5割	2割	5割
基礎控除額(33万円)を超えない世帯で被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の所得なし)	基礎控除額(33万円)を超えない世帯	基礎控除額(33万円)+24.5万円×世帯の被保険者数(被保険者である世帯主を除く)を超えない世帯	基礎控除額(33万円)+35万円×世帯の被保険者数を超えない世帯	基礎控除(33万円)+58万円を超えない人

■被用者保険加入者に扶養されていた人

均等割が軽減	9割	所得割が軽減	10割
			資格を得た日(誕生日)の前日に被用者保険加入者に扶養されていた人